

*認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の審査の特例

学位規則第6条第1項の規定に 基づく学士の学位の授与に係る 特例における申請及び審査につ いて

(独)大学評価・学位授与機構

特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会
2015（平成27）年3月25日

◎制度の概要

○認定専攻科修了見込み者に対する学位授与の審査の特例(新たな審査方式)

- ◆学位授与申請者に対する審査の円滑化(特例)であり、法制度上ではあくまでも「1項学士」の範疇である。
- ◆専攻科には法制度上の設置基準が存在しないことから、大学評価・学位授与機構において、学校教育法及び学位規則に基づき、大学設置基準等を参考に、審査の特例に関する規定等を定めている。→特例適用専攻科
- ◆学位授与の審査を円滑に進めるに当たり、学士課程4年間に相当する学修について、申請者の在学する専攻科が一定の責任を負う。

○特例による学士の学位授与の申請及び審査

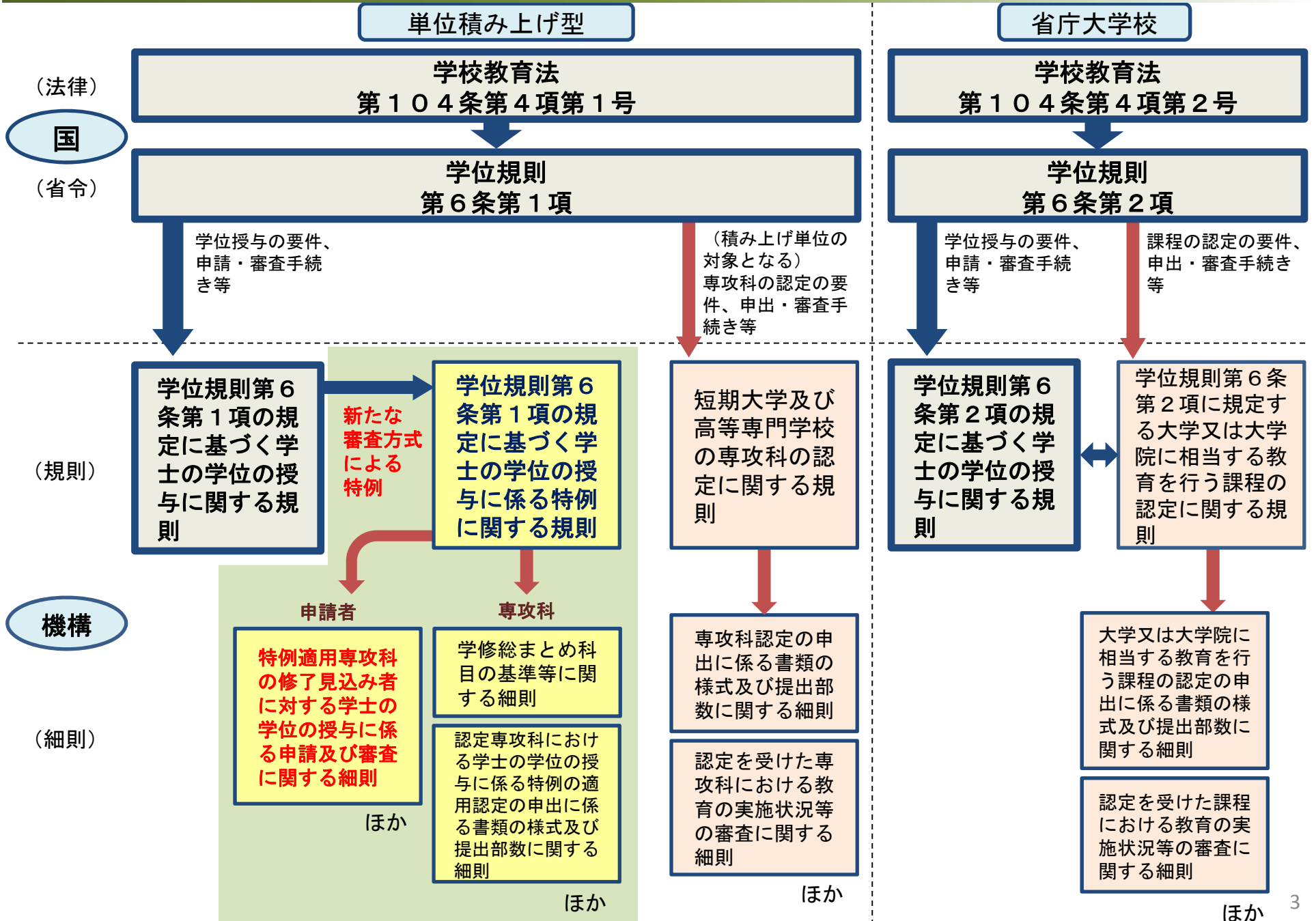
【申請できる者】

- ◆短期大学又は高等専門学校¹の学科と専攻科において、学士課程4年間に相当する学修を体系的に履修し、学位授与の申請を行う年度に当該専攻科を修了見込みの者

【審査の内容等】

- ◆短期大学又は高等専門学校¹の学科と専攻科において、学士課程4年間に相当する学修を体系的に履修し、かつ、機構の定める修得単位に関する基準を満たしているかを審査する。
→修得単位についての審査
- ◆学修総まとめ科目において、学士課程4年間に相当する学修の総括が行われ、学士の学位の授与に値する学修の成果が得られているかを審査する。
→学修総まとめ科目に関する審査(学修総まとめ科目履修計画書、学修総まとめ科目の成果の要旨等)…従来の「学修成果についての審査及び試験」に代わる審査

◎学位授与に関する法令体系の位置づけ



◎学位授与の審査の特例における学位の授与

○特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査に関する細則

第1条 学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第1号。以下「1項学士特例規則」という。）第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対する学士の学位の授与に係る審査の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

◇学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

第2条 学士の学位は、1項学士規則第2条各号の一に該当する者（以下「基礎資格を有する者」という。）で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

2 学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

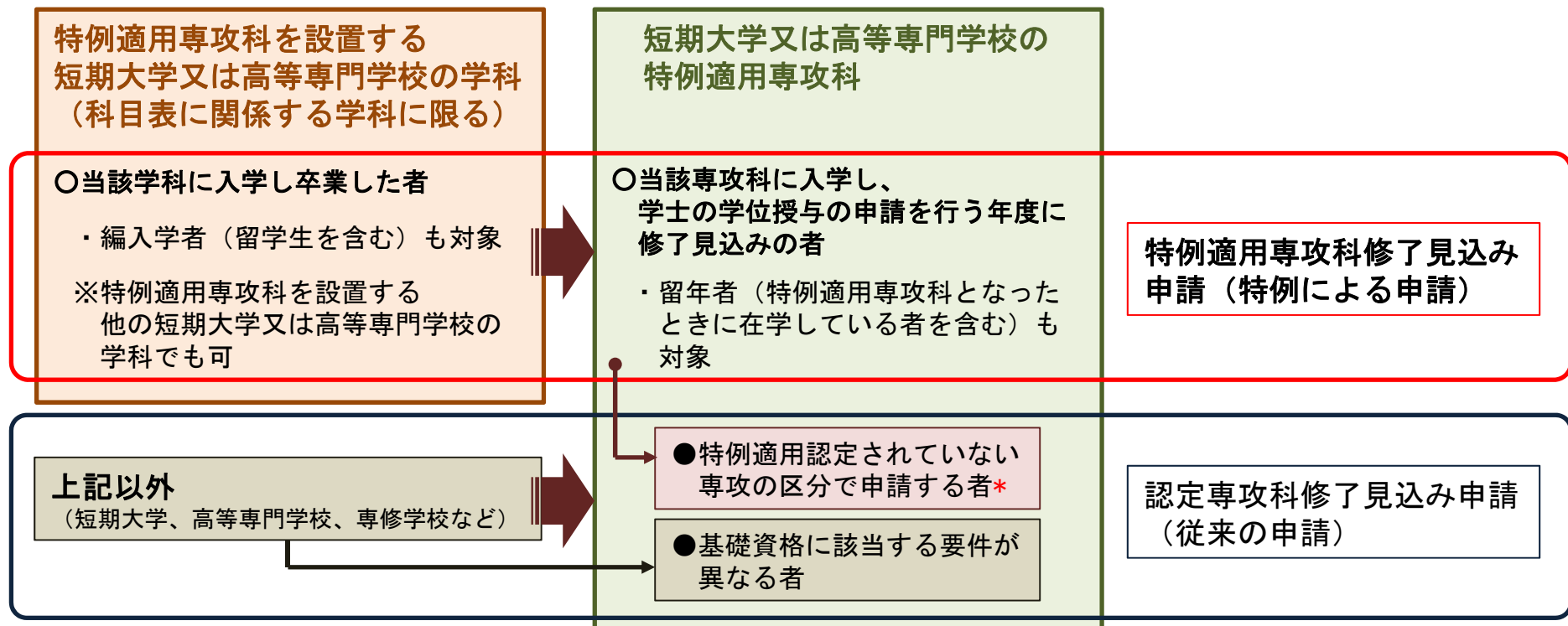
○ この細則では、以下のことを規定しています。

- ・ 申請者の要件、学位授与の申請の手続き等に関すること。
- ・ 当機構が行う修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査等に関すること。

◎申請者の要件

第2条 申請者となることができる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 1項学士特例規則により特例の適用を認められた専攻科（以下「特例適用専攻科」という。）を設置する短期大学又は高等専門学校を卒業した者（ただし、1項学士特例規則第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表（以下「認定科目表」という。）の授業科目を開講している学科を卒業した者に限る。）
- 二 特例適用専攻科に入学し、学士の学位授与の申請を行う年度に修了見込みの者（ただし、別に定める者に限る。）



* 後ほど説明します。

※申請者となることができる者

特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科（科目表に関係する学科に限る）に入学し卒業した者

【1項学士特例規則第6条第1号】
短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。

短期大学又は高等専門学校の特例適用専攻科に入学し、学士の学位授与の申請を行う年度に修了見込みの者

◎学科に入学し卒業した者
又は、
◎学科に編入学し卒業した者（留学生を含む）

第2条

◎専攻科に入学し、学士の学位授与の申請を行う年度に修了見込みの者

※一定の要件を満たせば…

○特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科を卒業した者

- ・ 在学する特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校とは異なる特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科を卒業した者
- ・ 専攻科に特例の適用が認められる以前に、当該専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科を卒業した者

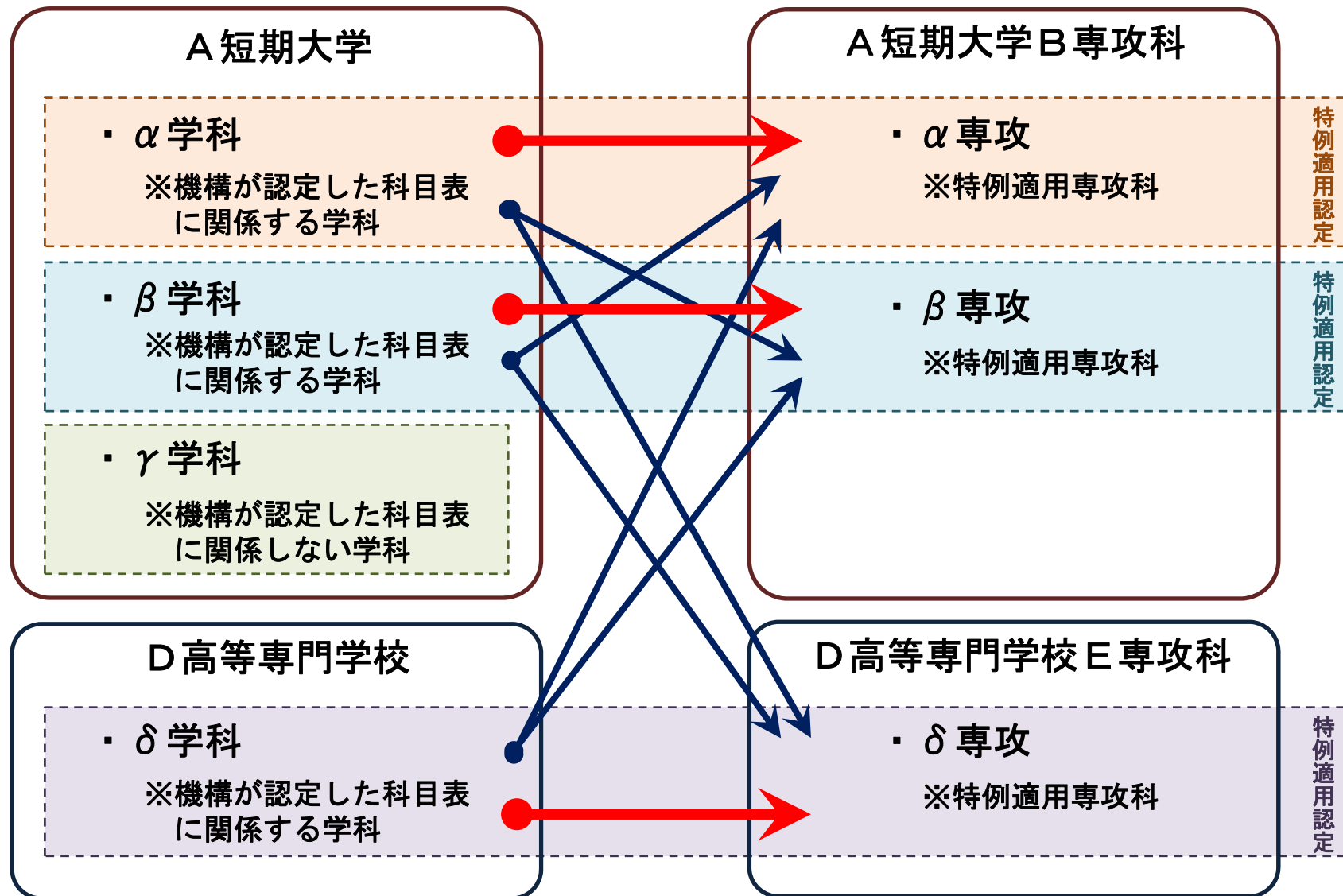
○短期大学又は高等専門学校の学科を卒業後、期間を置いて当該専攻科に入学した者

○学則等で定められている修業年限を超えて在学している者

- ・ 学則等で定められている修業年限を超えて在学している者で、当該専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修していると認められるもの（学則等で修業年限の2倍以内で在学年限が規定されており、その年限内で修了する見込みの者に限る）

（機構長裁定）

※申請者となることができる者【事例】



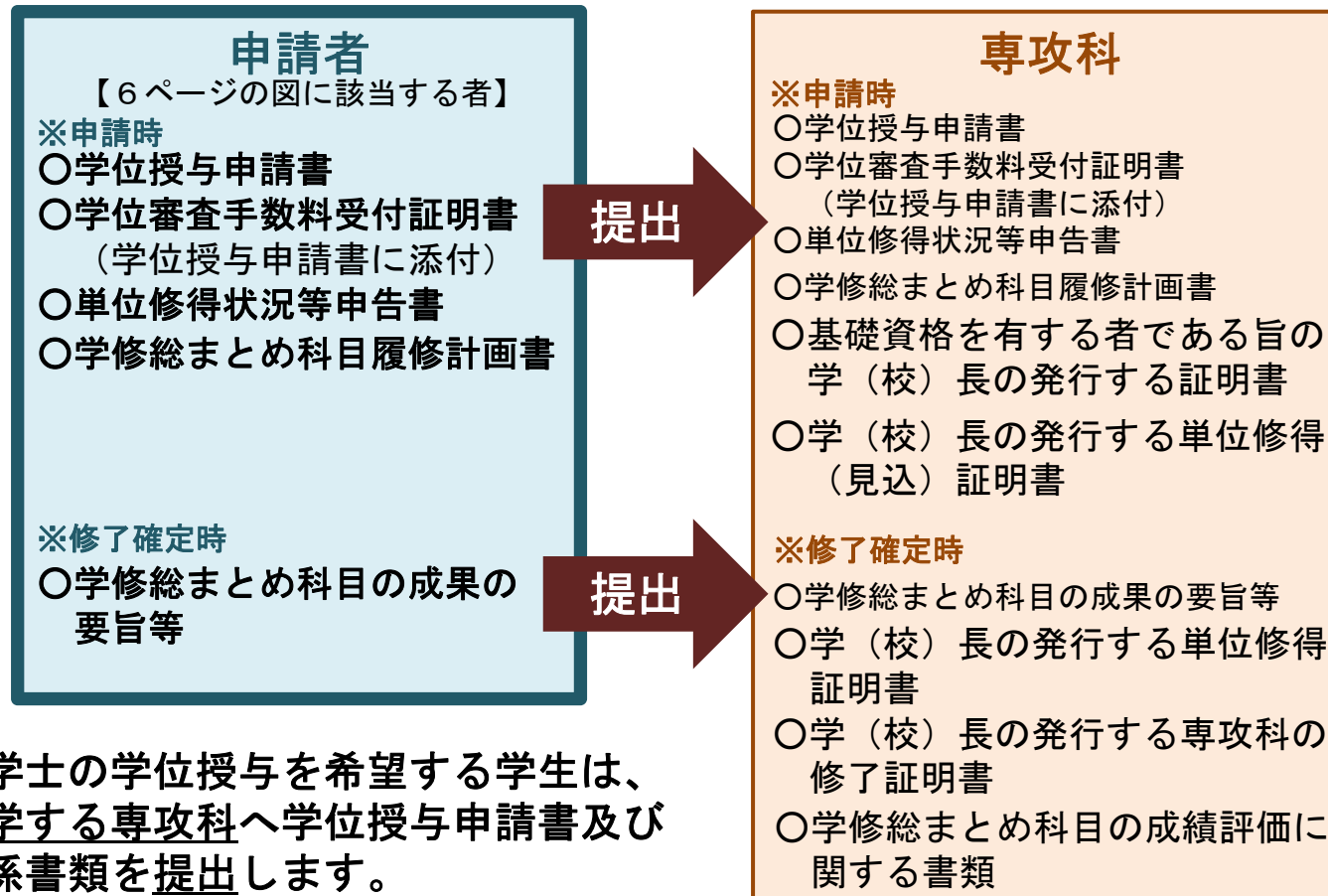
(注) ●→ : 第2条の規定による申請者。

●→ : 一定の要件を満たせば、申請者となることができる。

◎申請の手続き（１）

第3条 申請者は、1項学士特例規則第4条第1項に定める書類等については、在学する特例適用専攻科へ提出するものとする。

2 申請者は、1項学士特例規則第4条第1項第1号から第3号までの書類等の提出にあたっては、あらかじめ学位審査手数料を支払い、その証明書を添付するものとする。



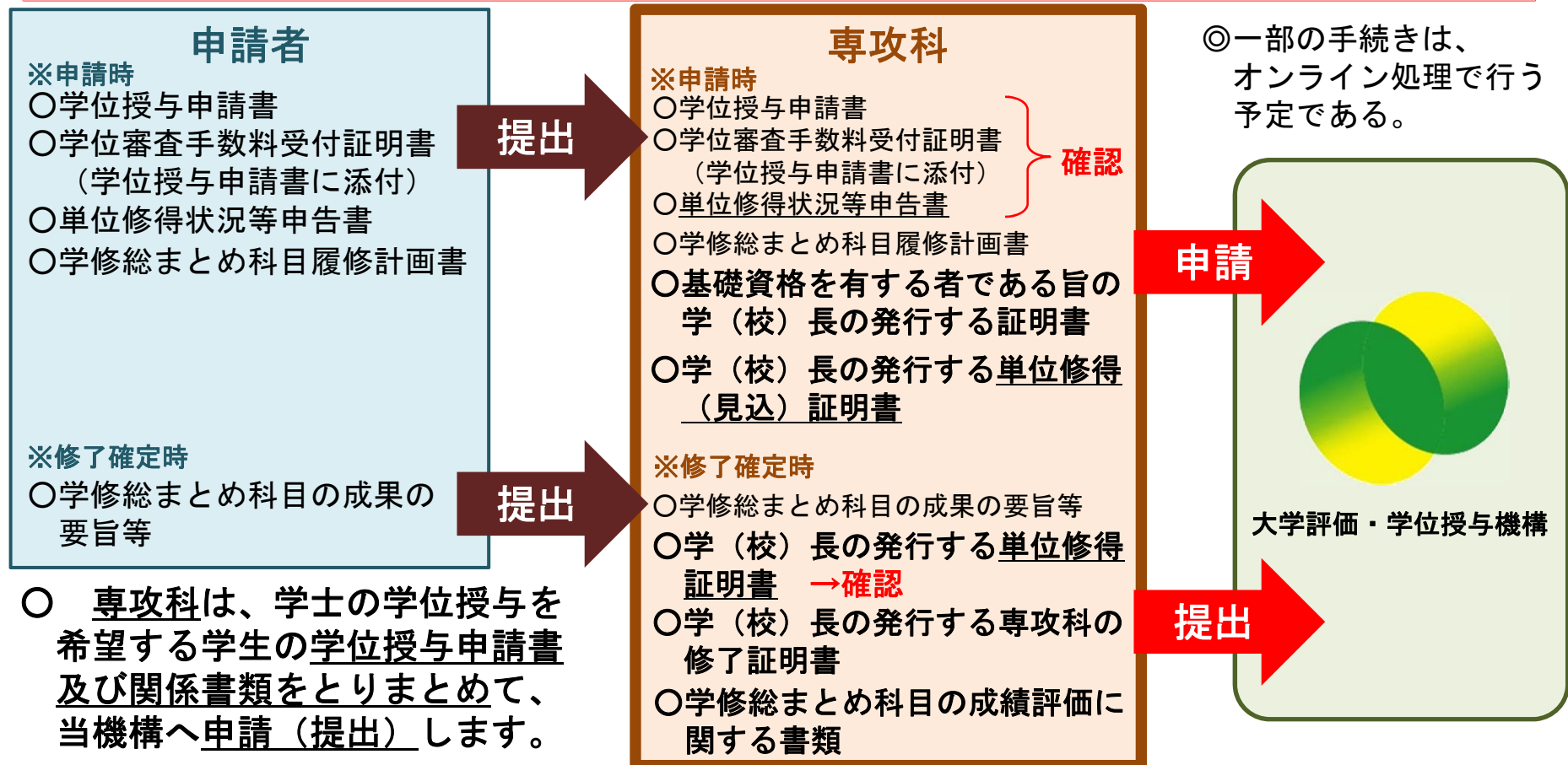
◎一部の手続きは、オンライン処理で行う予定である。

◎申請の手続き（２）

第4条 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された書類等を取りまとめて機構長へ申請するものとする。

2 申請者が在学する特例適用専攻科は、1項学士特例規則第4条第1項第2号の書類等の提出にあたっては、申請者が修得した単位について、認定科目表との照合を行うものとする。

3 申請者が在学する特例適用専攻科は、申請者から提出された1項学士特例規則第4条第1項第4号及び第5号の書類等の提出にあたっては、申請者全員の学修総まとめ科目の成績評価に関する書類を添付するものとする。

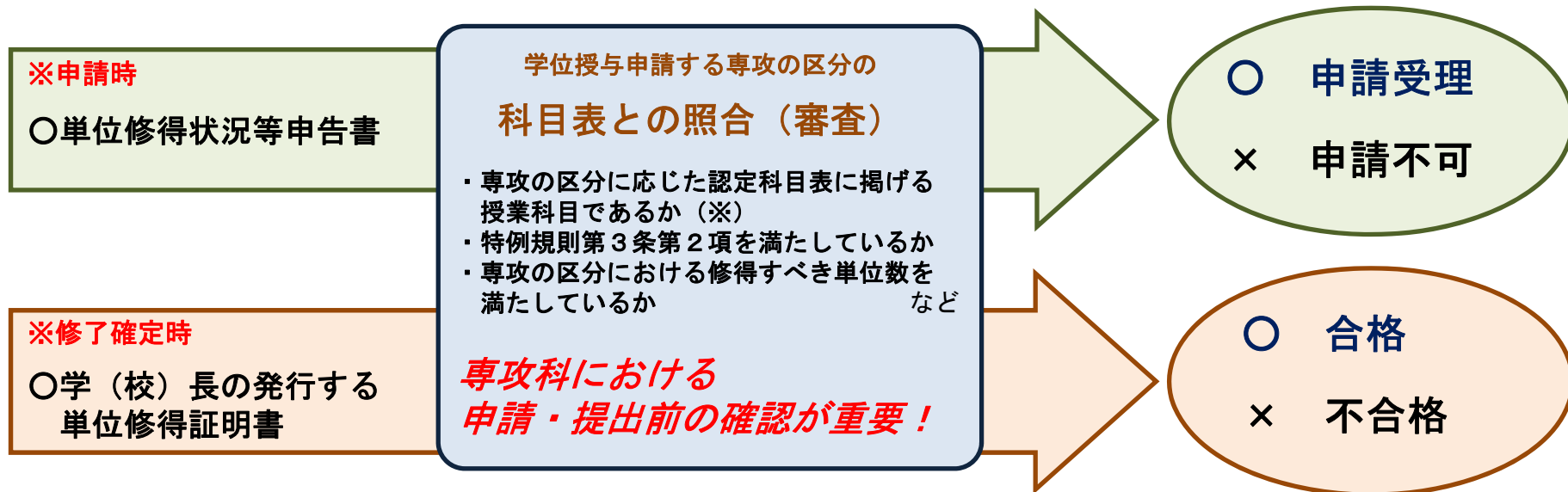


◎修得単位の審査

第5条 修得単位の審査は、1項学士特例規則第3条の規定に基づき、申請者から提出された単位修得証明書と、認定科目表との照合のうえで行うものとする。

2 前項の審査において、大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位については、別紙様式による認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書により審査するものとする。

○学位授与に係る修得単位は、機構が認定した科目表（認定科目表）及び修得単位に係る基準に基づいて、審査（確認）します。



（※）大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について単位について

- ・科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書を提出する必要がある。（申請時）

※大学等において修得した単位について

(大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位について)

- 次のいずれかに該当する場合は、第5条第2項により、修得単位の審査を受けます。
 - ・ 学生が大学及び他の短期大学又は高等専門学校の専攻科において履修した授業科目について修得した単位を、当該専攻科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合
 - ・ 学生が専攻科に入学する前に大学及び他の短期大学又は高等専門学校の学科において履修した授業科目について修得した単位を、学生が学士の学位授与の申請を行う専攻の区分の認定科目表に掲げる授業科目の履修により修得したものとみなす場合
 - ・ 学生が専攻科に入学する前に履修した学士の学位授与の申請を行う専攻の区分とは異なる認定科目表に掲げる授業科目について修得した単位を、学士の学位授与の申請を行う専攻の区分の認定科目表に掲げる授業科目の履修により修得したものとみなす場合

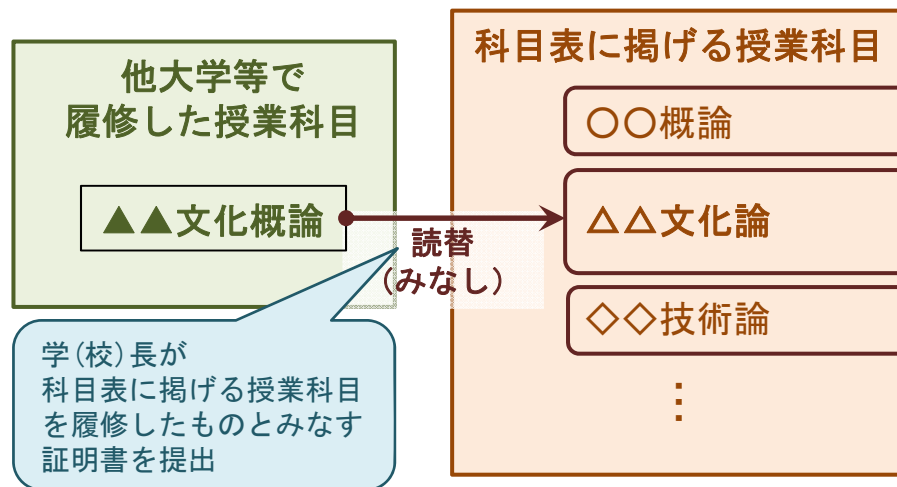
- 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす場合の要件
 - ・ 学(校)長が認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす証明書により証明していること。
 - ・ 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす授業科目の内容が、対象となる認定科目表に掲げる授業科目の内容と同等性を有していること。

※大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位を認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす必要がある場合は、遅くとも学位授与の申請を行う年度の4月末まで(10月申請の場合。4月申請の場合は、遅くとも前年度の9月末まで。)に、当機構にお問い合わせください。専門委員会において「みなし可能であるか」について事前確認します。

→審査時に「みなし不可」となると、修得単位に関する基準を満たさない場合は「不合格」となります。

※大学等において修得した単位について【事例】

【例示 1】他大学等で履修した授業科目の単位

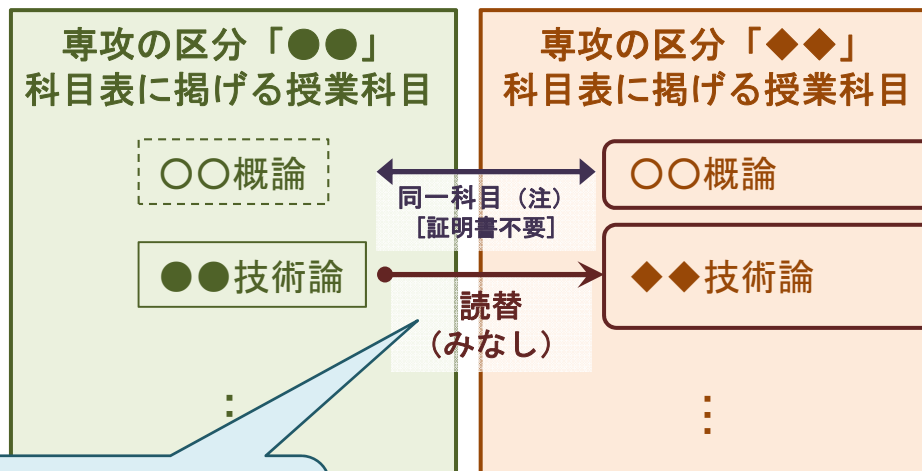


第5条（修得単位の審査）

第1項	第2項	要件
○		単位修得
	○	シラバスで内容等を確認 (みなし審査)
○		単位修得

※みなし審査（可・不可）は、専門委員会において行う
証明書の提出がないものは、「不可」となる

【例示 2】専攻の区分が異なる授業科目の単位



注：科目表の審査で、同一科目（専攻科共通科目等）であることが確認されている場合

第5条（修得単位の審査）

第1項	第2項	要件
○		単位修得
	○	シラバスで内容等を確認 (みなし審査)

※みなし審査（可・不可）は、専門委員会において行う
証明書の提出がないものは、「不可」となる

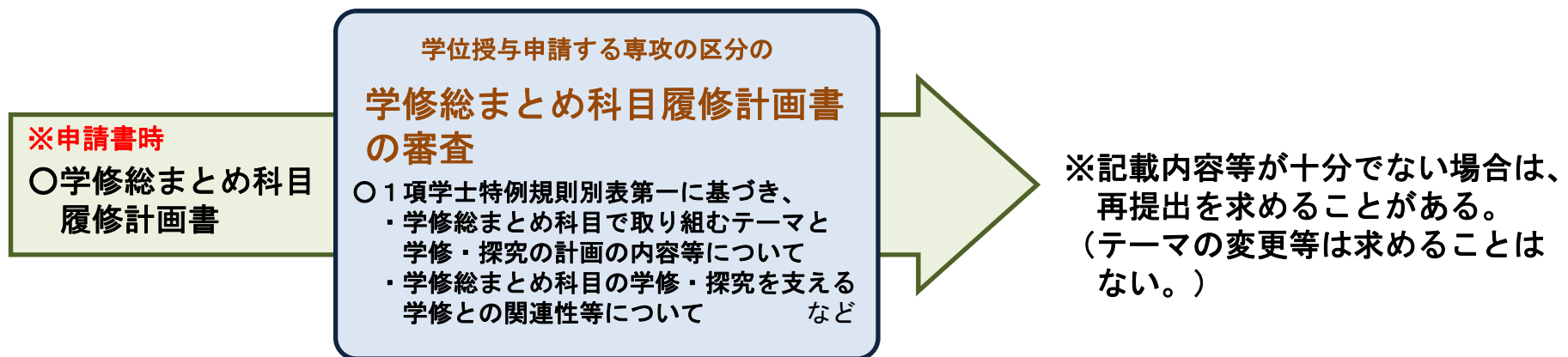
◎学修総まとめ科目に関する審査（１）

第6条 学修総まとめ科目履修計画書の審査は、1項学士特例規則別表第一に定める項目及び内容に基づいて行うものとする。

2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目履修計画書の再提出を求めることができる。

3 前項により、再提出を求めたときは、期限までに学修総まとめ科目履修計画書が再提出されなかった場合は、不合格とする。

○学修総まとめ科目履修計画書は、特例規則「別表第一」に基づき、記載内容等について審査します。



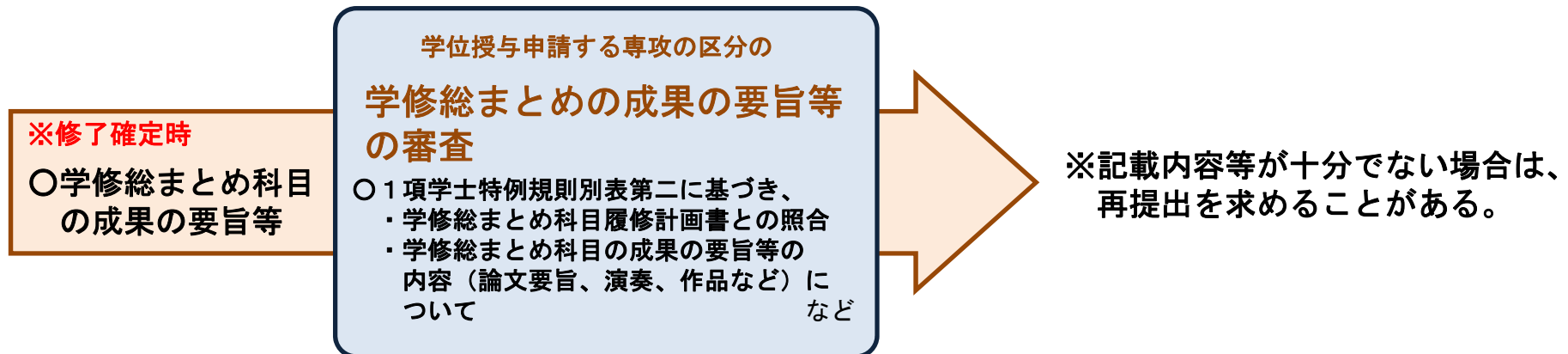
- ・学修総まとめ科目で取り組むテーマと学修・探究の計画の内容等について、当該テーマに取り組むに当たって、着想の背景、目的、手段・方法、内容（計画）・過程、予想される結果・成果について、具体的な記述を求める。
- ・学修総まとめ科目の学修・探究を支える学修との関連性等について、テーマと学修・探究の基盤となる学修や関連する学修、専攻に係る科目以外の学修で（テーマに関連して）興味を持った科目や有益となった科目など、また、自分自身の概ね4年間の学修について、どのような知識、能力を修得したか（専攻科修了までに修得したいか）など、具体的な記述を求める。→学生自身の言葉で述べるのが重要です。

◎学修総まとめ科目に関する審査（２）

第7条 学修総まとめ科目の成果の要旨等の審査は、1項学士特例規則別表第二に定める項目及び内容に基づき、申請者から提出された学修総まとめ科目の成果の要旨等と、前条の審査において可と判定された学修総まとめ科目履修計画書の内容とを照合のうえで行うものとする。

2 機構長は、前項の審査において必要があるときは、申請者に対し、期限を付して、学修総まとめ科目の成果の要旨等の再提出を求めることができる。

○学修総まとめ科目の成果の要旨等は、特例規則「別表第二」に基づき、当該要旨等とともに、申請時に提出された学修総まとめ科目履修計画書、専攻科から提出された学修総まとめ科目の成績評価に関する書類により審査します。



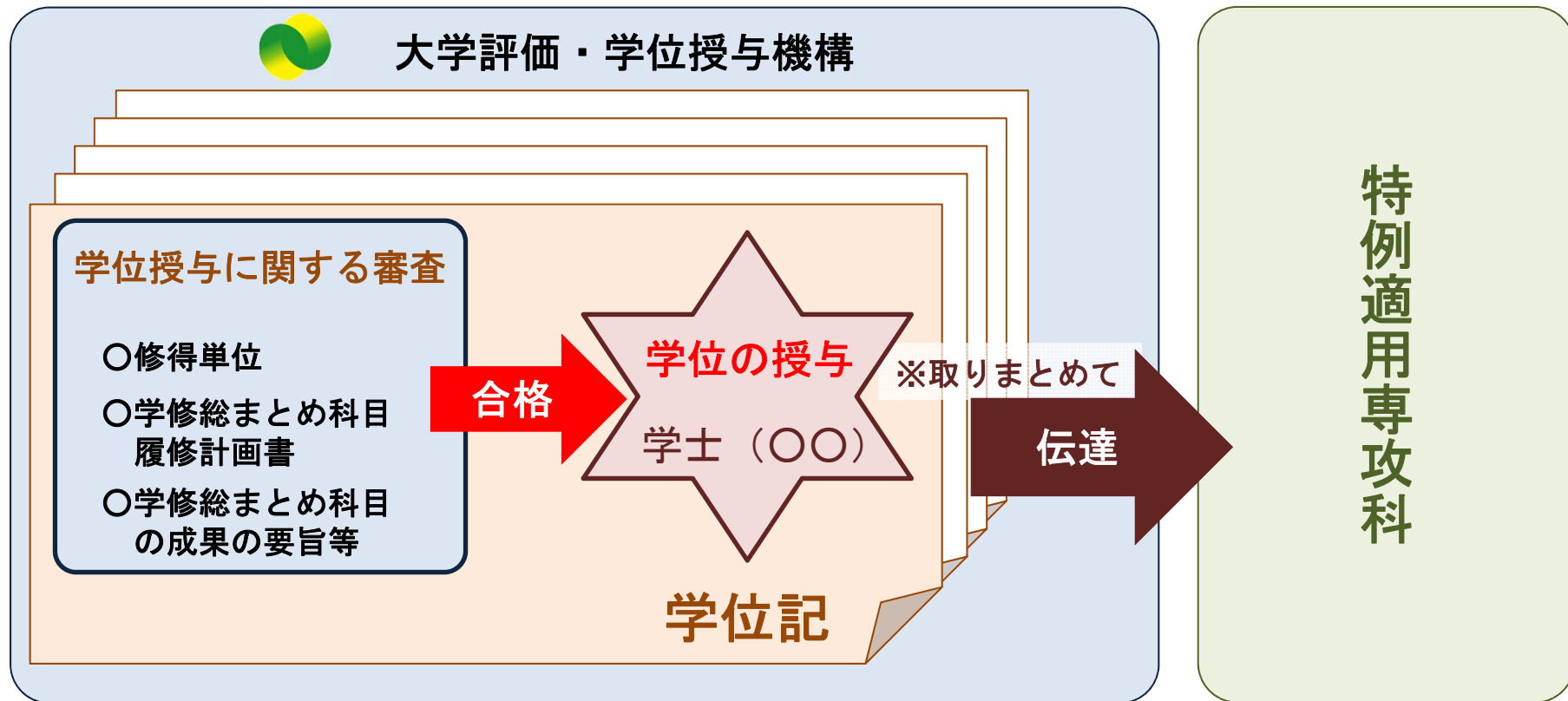
○学修総まとめ科目の成果の要旨等について審査するが、その結果は、学生（申請者）個々人の合否には直接影響しない。

◎学士の学位の授与

第8条 学士の学位は、第5条から前条までの規定に基づき、修得単位及び学修総まとめ科目についての審査に合格した者に授与するものとする。

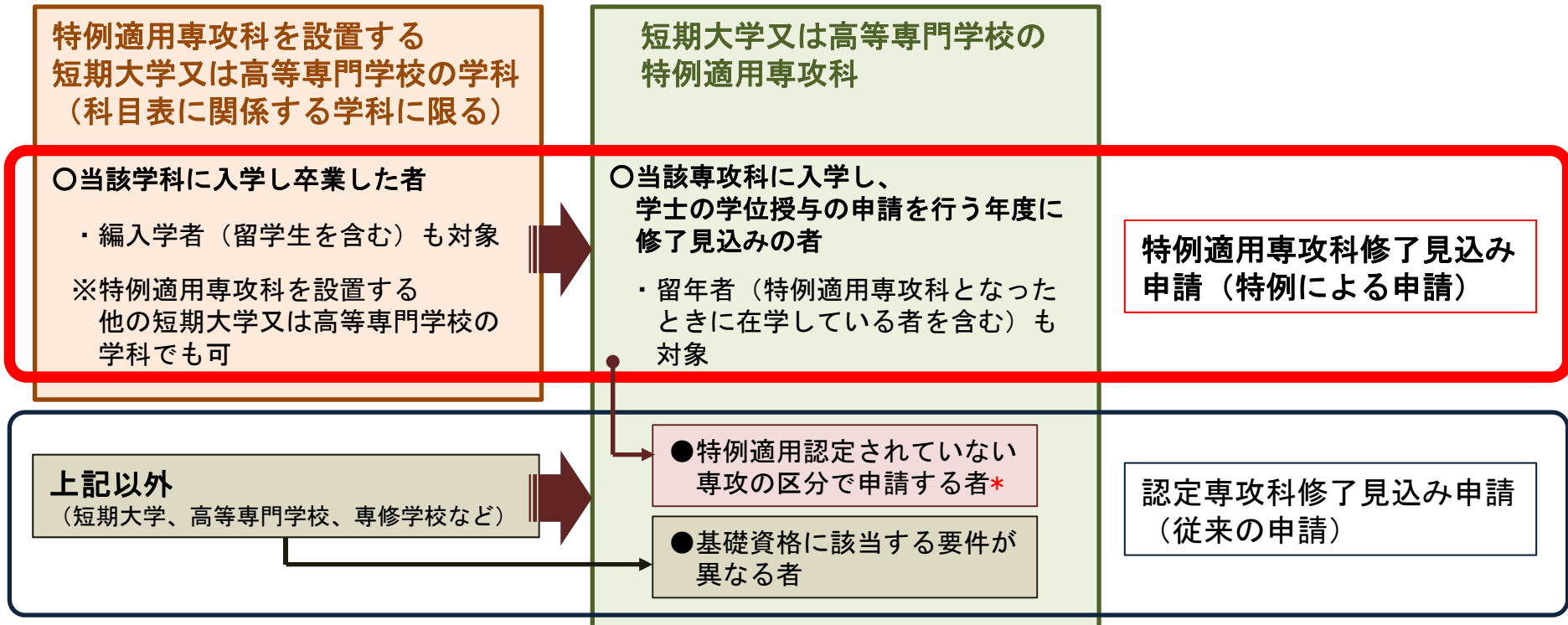
2 機構長は、前項により審査に合格した者に授与する学位記は、在学する特例適用専攻科へ伝達するものとする。

○合格者へ授与する学位記は、専攻科（学校）ごとに取りまとめて、当機構より一括して伝達（送付）します。



◎他の規則等との関係

第9条 特例適用専攻科に在学する者で第2条に該当するものからの学士の学位授与の申請は、1項学士特例規則及びこの細則によるものとし、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）第4条に基づく学士の学位授与の申請はできないものとする。



※**赤枠**に該当する者（特例適用認定されていない専攻の区分で申請する者*を除く）が、認定を受けた「専攻の区分」に学位授与申請を行う場合は「特例による申請」となる。

→「特例による申請」と「従来の申請」とを申請者が選択することはできません。

*「特例適用認定されていない専攻の区分で申請する者」とは、「附則第3項に該当する者」及び「特例適用専攻科の教育内容等の範囲で、従来の認定専攻科修了見込み申請により機構の行う修得単位並びに学修成果についての審査及び試験により合格した実績がない専攻の区分で申請することが可能である者」に限ります。

・**赤枠**に該当しない者（青枠に該当する者及び特例適用専攻科ではない認定専攻科（専攻）に在学する者）は「従来の申請」となります。

◎その他（附則）

2. 第2条の規定にかかわらず、平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請については、平成27年10月の機構が別に定める期間から受け付ける。

【事例】		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
専攻科			特例の適用認定の審査「可」	特例適用専攻科	
学 生	1年課程		学科卒業	(専攻科入学) 特例による修了見込み申請可能	第2条
	2年課程		学科卒業	専攻科入学 特例による修了見込み申請可能	
	2年課程	学科卒業	専攻科入学	特例による修了見込み申請可能	附則第2項 (ただし、一定の要件を満たす場合)
	1年課程	学科卒業	専攻科入学	(留年) 特例による修了見込み申請可能	
	2年課程	専攻科入学	(留年)	特例による修了見込み申請可能	

◎その他（附則）

3. 第9条の規定にかかわらず、平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者については、機構が別に定めるところにより、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）第4条に基づく学士の学位授与の申請を受け付ける。

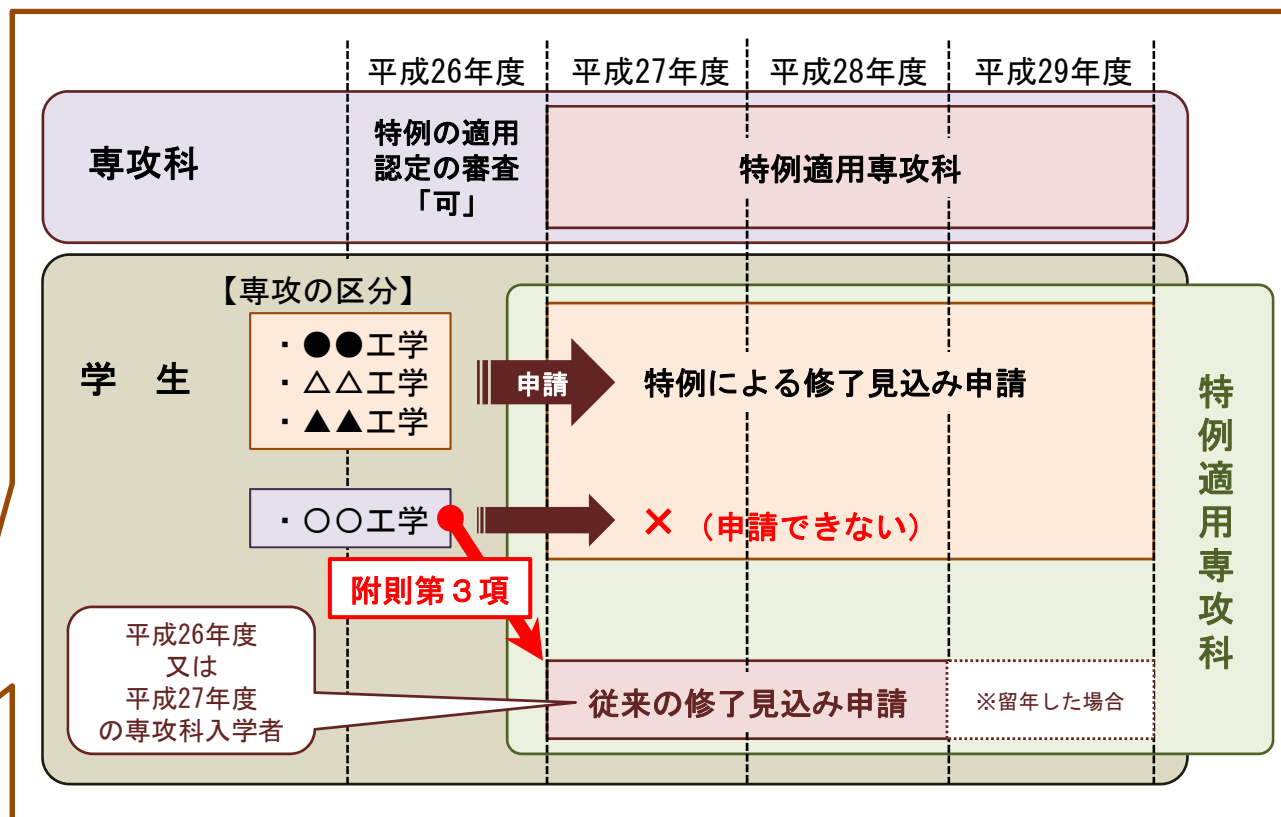
【事例】

特例の適用認定の審査

【専攻の区分】	〔審査結果〕
・○○工学	→「不適」
・●●工学	→「適」
・△△工学	→「適」
・▲▲工学	→「適」

特例適用専攻科

【専攻の区分】	〔学位申請〕
・○○工学	→特例不可
・●●工学	→特例申請
・△△工学	→特例申請
・▲▲工学	→特例申請



◎附則第3項「機構が別に定める」とは…

- ・平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科に平成26年度又は平成27年度に入学し、かつ、平成27年度以降に当該専攻科を修了する者で、当該専攻科の申請者に特例の適用による学位授与申請が認められるとされた専攻の区分以外の専攻の区分に申請を行うもの

◎特例による学位授与の申請に係る今後の予定

- 平成27年 3月25日 ○特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会
- 平成27年 4月下旬 ○特例の適用による学位授与の申請の手引き：第1版（仮称）の配布
- 大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位を認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす必要がある場合の問合せ期限（10月期申請の場合）
- 平成27年 8月下旬 ○特例の適用による学位授与の申請等に関する電子申請システムの説明資料（申請の手引き：第2版）の配布
（併せて、申請手続き等に関する具体的な説明を行う。）
- 平成27年 9月下旬 ●大学及び他の短期大学又は高等専門学校等において履修した授業科目について修得した単位を認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなす必要がある場合の問合せ期限（4月期申請の場合）
- 平成27年10月 1日～
（予定）
- ◎平成27年度10月期の学位授与の申請
※学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類の提出
- （この間、学修総まとめ科目履修計画書及び関係書類に基づき審査）
- ↓
- 平成28年 2月下旬
～ 3月中旬
- 学位授与の審査 → ◎学位の授与（学位記の交付）
※学修総まとめ科目の成果の要旨等及び関係書類の提出

◎変更の届出について（規則等の改正）

◎学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

第11条 特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を設置者（以下「特例適用専攻科の設置者」という。）は、次の事由があるときは、当該変更又は取下げをしようとする年度の前年度の9月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。なお、認定専攻科に係る変更又は廃止をしようとする場合は、専攻科認定規則第6条の規定により届け出るものとする。

- 一 特例適用専攻科の修了見込み者として学位授与の申請をする者が申請する専攻の区分について、機構が別に定めるところにより追加又は変更しようとするとき
 - 二 第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表の内容等を変更しようとするとき
 - 三 学修総まとめ科目の内容、成績評価の基準又は担当教員を変更しようとするとき
 - 四 特例の適用認定の取下げをしようとするとき
- 2 変更の届出において審査が必要であるときは、第9条の規定を準用する。
 - 3 機構長は、変更の届出に係る審査の結果に基づいて特例の適用認定の変更の可否について決定し、その旨を変更をしようとする年度の前年度の3月31日までに、当該特例適用専攻科の設置者に通知するものとする。

○専攻の区分の追加又は変更

特例適用専攻科に専攻の区分の追加又は変更しようとする場合は、変更の届出による手続きとなる。ただし、直近5年以内において、従来の認定専攻科修了見込み申請により機構の行う修得単位並びに学修成果についての審査及び試験により合格した実績があることが条件となる。

○認定科目表の内容等の変更

認定科目表の内容等を変更しようとする場合は、変更の届出による手続きとなる。ただし、専攻科改組やカリキュラム変更等に伴うものは、再度、特例の適用認定の届出による手続きとなる。

※個々の事案における手続き等に関しては、内容等により手続きが異なる場合もありますので、まずは、当機構へお問い合わせください。

©NIAD-UE